

## モビリティ部会 会則

### 第1条（総則）

本会は、財団法人埼玉県産業振興公社内に「モビリティ部会」を設置する。

### 第2条（趣旨）

自動車を含むモビリティそのものの価値や構造変化にともない産業構造も大きく変化する兆しが見えます。このような変化をしっかりとらえ、培ってきた競争力をさらに強化、売り方を工夫し、グローバルに展開することが求められています。モビリティ部会は県内企業の連携強化を図りつつ、幅広い取組を通じてこの困難な状況を乗り越える一助とするものである。

### 第3条（活動内容）

部会は、以下の内容を主な活動とする。

- （1）製品開発・新技術開発を目的とした研究会の開催
- （2）部会での人的ネットワークの構築を目的とした交流会の開催
- （3）モビリティ関連メーカー等に対する技術・開発提案等を通じた販路拡大のための展示会・商談会の開催
- （4）会員企業の優れた固有技術を紹介する「埼玉の技」の発行

### 第4条（会員）

部会の会員は、次の3種とする。

- （1）正会員 公社会員であって第3条に定める趣旨に賛同する県内に本社または工場等がある企業。
- （2）特別会員 公社会員であって第3条に定める目的に賛同する大企業。
- （3）賛助会員 第3条に定める目的に賛同する支援機関、金融機関、学校関係等。

### 第5条（入会及び退会）

部会に入会しようとする企業及び団体は、様式1モビリティ部会入会申込書を公社に提出し、承認を受けるものとする。

2 会員が退会するときは、様式2モビリティ部会退会届を公社に提出する。すでに、納入済みの会費については返却しないこととする。

### 第6条（会費）

会員は、モビリティ部会の年会費として13,200円【但し、公社会員未加入の場合は26,400円】を徴収する。ただし、賛助会員は免除とする。

### 第7条（秘密保持）

部会で知り得た情報のうち、企業秘密に属するものについては、会員の権利を侵害することのないよう相互の信頼に基づき機密の保持に努めるものとする。

### 第8条（報告）

部会の活動については、ホームページにおいて報告する。

### 第9条（事務局）

部会の事務局を置くものとする。なお、会長その他役職は特に設けないものとする。

附則

この会則は、平成23年10月6日から施行する。

附則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。



様式 2

モビリティ部会退会届

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
理事長 宛

以下のとおりモビリティ部会を退会します。

令和 年 月 日

|         |  |
|---------|--|
| 企 業 名   |  |
| 代 表 者 名 |  |
| 所 在 地   |  |
| 担 当 者   |  |
| 退 会 理 由 |  |